

身体抑制廃止に関する指針

医療法人高潮会 介護老人保健施設梅壽苑

I. 身体抑制廃止に関する考え方

身体抑制は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を拒むものです。介護老人保健施設梅壽苑（以下「当施設」という）では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、身体抑制を安易に正当化することなく、職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し、身体抑制廃止に向けた意識を持ち、身体抑制しない介護の実践に努めます

身体拘束禁止規定（平成 11 年 3 月 31 日 厚生省令第 40 号）

「サービス提供にあたっては、当該入所者（利用者）又は、他の入所者（利用者）の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為（以下身体拘束など）という）を行ってはならない」

II. 身体抑制の定義

一時的あるいは継続的に利用者の心身を抑制し、行動を制限する行為を身体抑制という
身体抑制は、利用者の尊厳ある生活を阻むものであり、具体的には、以下の行為を指す

（出典：厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」2001 年より）

1. 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢を紐などで縛りつける
2. 転落しないように、ベッドに体幹や四肢を紐などで縛りつける
3. 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
4. 点滴、経管栄養チューブを抜かないように、四肢を紐などで縛る
5. 点滴、経管栄養チューブを抜かないように、また、皮膚を掻きむしる（自傷行為）などの動作を制限するため、手指にミトン型の手袋を装着する
6. 車椅子や椅子からのずり落ちや立ち上がりを防ぐため、Y 字型拘束帯やベルト、車椅子テーブルをつける
7. 立ち上がる能力のある利用者の立ち上がりを防ぐことができるような椅子を使用する
8. 脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣（ロック付きつなぎ服）を使用する
9. 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢を紐等で縛る
10. 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
11. 自分の意思で開けることのできない居室を提供する（使用する）

III. 身体抑制廃止に向けて当施設の基本指針

当施設では、利用者の尊厳と意思を尊重し、全職員に抑制廃止についての意識を浸透させ、身体抑制を行わないサービス提供に努めます

1. 身体抑制の原則廃止

(1)介護保険指定基準の身体抑制禁止法により、当施設は身体抑制を行いません

(2)身体抑制の弊害を全職員が認識し、「利用者を中心」に身体抑制をしない環境でのケアサービス提供を検討します。また、家族にも十分な説明を行ない、理解と協力が得られるようにします

※ 身体抑制を必要とするような状況を作り出す要因には

①利用者にとって、職員の行為や言葉掛けが不適當、または、意味が理解できないとき

②利用者が、自分の意思にそぐわないと感じているとき

③利用者が、不安や孤独を感じているとき

④利用者が、身の危険を感じているとき

⑤利用者が、何らかの意思表示をしようとしているとき

⑥利用者の合併症や基礎疾患（心不全など）の病状が不安定な状態にあるとき

などの場合があることを認識して利用者をていねいに観察します

(3) 事故が起きない環境（物理的、人的）を整備し、必要な場合は、柔軟な応援態勢の確保をします。そして、転倒・転落事故防止マニュアルを含めた介護事故防止対策マニュアルに沿って、利用者個々に応じた居住環境を設定します

(4) 自傷行為が生命の危機に影響があると判断した場合は、医師に報告し、指示を得る（この場合、一時的に身体抑制を実施する可能性がある）

2. 緊急やむを得ず身体抑制を行なう場合

サービスの提供にあたっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体抑制を選択する場合は、医師、フロア等関係職員、身体抑制廃止委員会などで十分に検討した上で、身体抑制による心身の損害よりも、抑制をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3つすべての要件を充たした場合のみ、抑制の方法、場所、時間帯、期間などについて検討・確認します

その上で身体抑制することを選択した場合、説明書を作成し医師から本人・家族への説明を行い、同意を得て身体抑制を行ないます

①切迫性・・・利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

②非代替性・・・身体抑制その他の行動制限を行なう以外に代替する介護方法がないこと

③一時性・・・身体抑制その他の行動制限が一時的なものであること

3. 記録と再検討

法律上、身体抑制に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いて、日々の心身の状態・やむを得なかった状況などを記録します。また、抑制の必要性や方法に係るカンファレンスを行い、再検討を行うごとに逐次その記録を加える。

情報は施設全体で共有し、身体抑制の早期解除に向けて努力する。実際に身体抑制を一時的に解除して状態を観察するなど努めます

4. 抑制の解除

身体抑制解除基準に沿って、「前項3」の記録を基に再検討の結果、身体抑制を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体抑制を解除します。

抑制を解除する場合は、利用者・家族に報告します

5. 記録の保管

委員会の審議内容等、施設内における身体抑制に関する諸記録は、利用終了後2年間保管する

IV 身体抑制廃止、改善のための職員教育

介護に携わるすべての職員に対して、身体抑制廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、定期的な職員教育を行います

- 1) 年2回以上の定期的な職員教育、研修の実施
- 2) 新任者に対する身体抑制廃止及び改善のための教育・研修を実施します

V. 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

- 1) 当該指針については、ホームページに掲載し、いつでも自由に閲覧することができます
また、利用者及び家族等から閲覧の要望があった場合は応じます
- 2) 当施設の職員は、いつでも当該指針を閲覧することができます

本指針は委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする

2019年10月9日作成